

第1章

生涯学習をめぐる動き

第1節 生涯学習の意義

第2節 生涯学習推進計画策定の主旨

第1章 生涯学習をめぐる動き

第1節 生涯学習の意義

1 生涯学習とは

「生涯学習^{*}」とは、私たちが生きがいのある充実した生活を送るために、自分が学びたいことを、自分に合わせた手段や方法を自ら選んで、「いつでも、どこでも、なんでも」自由に、楽しく、生涯にわたって学んでいくことで、一般的には、「生涯にわたって継続的かつ自らの意志で自主的に行うあらゆる学習、すなわち、家庭教育^{*}、学校教育^{*}、社会教育^{*}（職業教育^{*}・リカレント教育^{*}を含む）、文化活動、スポーツ活動、レクリエーション活動、ボランティア活動、企業内教育、趣味など、さまざまな場や機会において行う学習」の意味で用いられています。また、「人々が、生涯のいつでも、自由に学習機会^{*}を選択して学ぶことができ、その成果が適切に評価されるような社会」、いわゆる『生涯学習社会^{*}』をめざそうという考え方・理念自体を表しています。

この生涯学習についての考え方は、昭和40年にユネスコ^{*}成人教育推進国際委員会において、ポール・ラングランが提唱した生涯教育^{*}（lifelong integrated education）が原型となっています。この生涯教育は生まれてから死ぬまでの生涯の各時期における教育と教育機関の関連づけを包含したもので、社会全体の教育機能の再編を図り、「生涯学習社会」の必要性を提唱したものです。また、平成11年のケルンサミットにおいては、ケルン憲章 - 生涯学習の目的と希望 - が採択され、グローバル化時代に対応するため、生涯学習への投資に対する必要性を説いています。

日本では、昭和41年の中央教育審議会「後期中等教育の拡充整備について」の答申において、「高等学校への進学者数はすでに義務教育修了者数の3分の2にのぼり、その他の各種教育・訓練施設に学ぶ者も少なくないが、すべての青少年を対象として義務教育後のいわゆる後期中等教育の拡充整備を図るべき段階に至っている」と指摘しています。昭和46年の社会教育審議会答申「急激な社会構造の変化に対処する社会教育のあり方について」では、家庭教育、学校教育、社会教育を個別なものとしてではなく「あらゆる教育は、生涯教育の観点から再

検討を迫られているとあってよい」と述べられています。その後、昭和56年の中央教育審議会で「生涯教育について」が答申され、平成2年「生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律」が施行されました。平成18年には教育基本法が改正され、「生涯学習の理念(第3条)」が新しく規定されたほか、生涯学習・社会教育関係の規定の充実が図られ、平成20年6月11日、「社会教育法の一部を改正する法律」が公布及び施行され、教育基本法において生涯学習の理念が明示されたことを踏まえ、社会教育に関する国及び地方公共団体の任務に関する規定等が整備され、今日に至っています。

2 生涯学習推進の背景

生涯学習を推進する背景として以下の点があげられます。

(1) 急激な社会情勢の変化

21世紀を迎え、経済の発展、科学技術の高度化、情報化等の進展など、今日、社会情勢は急激な変化を見せています。これらに対応するためには、学校教育で得た知識や技術にとどまらず、生活のあらゆる領域において、絶えず新たに生み出される知識・技術を生涯にわたって学んでいく必要があります。

(2) 少子・高齢社会への対応

少子化は、労働人口の減少など社会経済に大きな影響を及ぼします。少子化に対応した家庭教育や出産・子育て後の再就職のための学習が必要になります。

高齢社会^{*}を迎えた我が国は、急激に進行した高齢化に社会整備が対応しきれず、医療、保健、生きがいの面で大きな問題が生じています。このような課題を解決し、豊かな長寿社会の実現のために学習が必要になります。

(3) 自由時間の活用

自由時間の増大など、社会の成熟化に伴い、心の豊かさや生きがいのための学習需要が増大しています。これらの学習需要に応えるための生涯学習の推進は、学習者の自己実現だけにとどまらず、地域社会の活性化、高齢者の社会参加、青少年の健全育成など、社会全体にとっても有意義となります。

(4) 地域の活性化

地方分権^{*}改革が進展し、地方自治体に自立性・主体性・個性ある運営が求められています。地域の特性を活かした個性豊かなまちづくりのためにも、市の行政課題や歴史・文化・風土等を学び、新しい価値観をつくるための学習が必要となります。

(5) 学歴偏重の是正

我が国の近代化や経済の高度成長、国際社会での地位の向上など学校教育が果

たした役割は大きなものがあります。しかし、これまでともすれば学校教育に過度に依存するとともに、必要以上に学歴が社会的に評価される風潮がありました。

このため、受験競争の激化をもたらし、人生の初期に集中し過ぎた学校教育の肥大化は、副作用として教育荒廃をもたらしたともいわれています。この反省から、学校だけでなく、社会のさまざまな教育機能を活用した学習を重視し、「いつどこで学んだか」ではなく、「何をどれだけ学び、身につけているか」ということを評価する社会（「学歴社会」から「学習歴社会」）へ移行することが求められています。

第2節 生涯学習推進計画策定の主旨

1 策定にあたって

私たちを取り巻く社会経済情勢は、急速に進行する少子高齢化、情報化、技術革新、国際化等によって、個々の生き方や価値観が多様化し、学習ニーズ*についてもますます多様化、専門化が進んでいます。

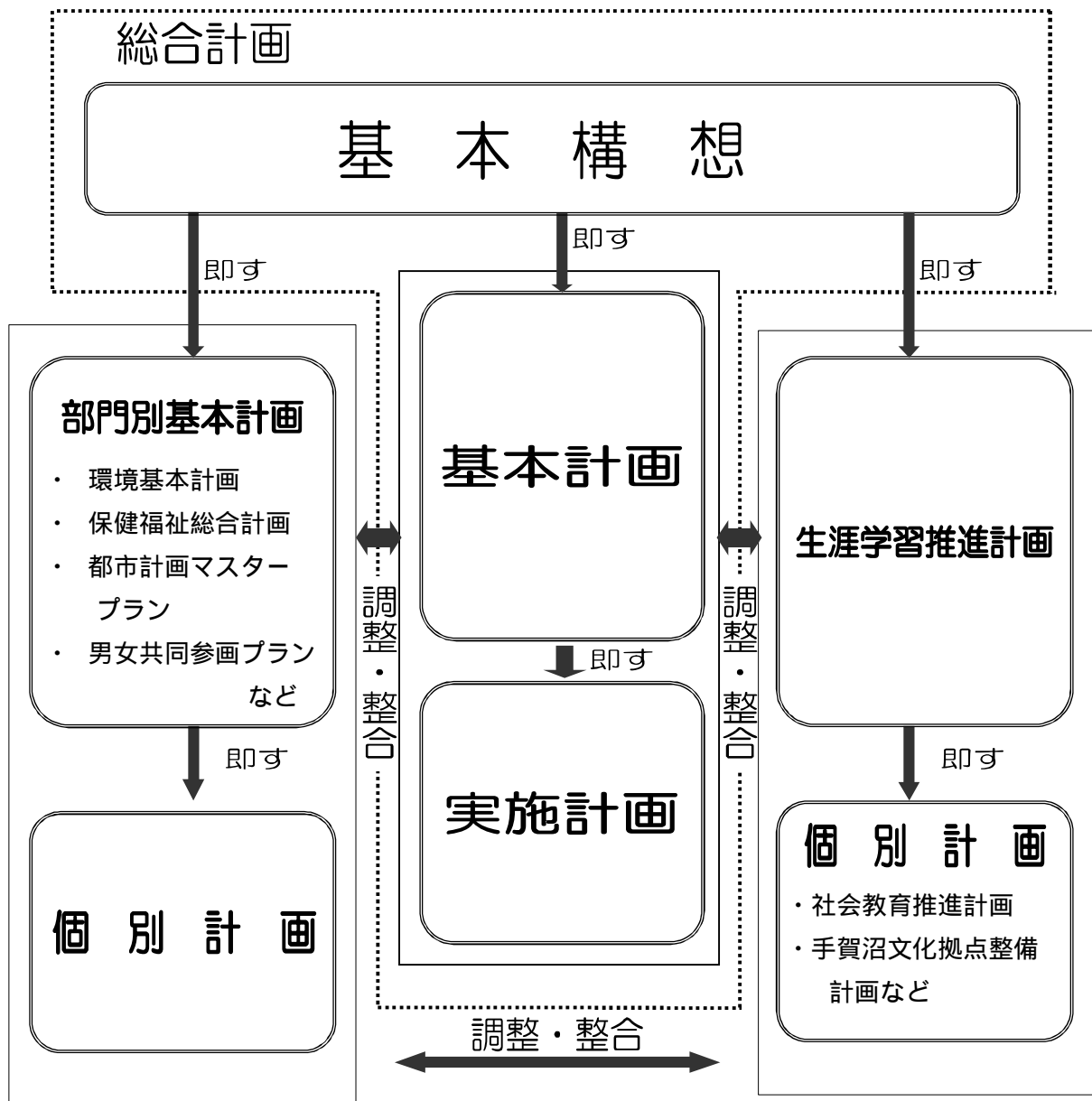
このように社会が急速に変化し、多くの現代的課題*を抱える中では、市民の主体的な学習活動*をとおして、相互理解の輪を広め、新たな人間関係づくりにつなげることが重要となります。

そのため、市民一人ひとりが、いきいきとした生活を営めるよう市民と行政の協働*により、市民が主役の生涯学習推進をめざし、生涯学習推進計画のもとに生涯学習を推進してきました。市が行うさまざまな生涯学習事業や、市民講師や市職員が出向く生涯学習出前講座*を「あびこ楽校事業」として「楽」マークを付けて、生涯学習事業の推進を行ってきました。

さらに、市民一人ひとりがいつでも、どこでも、なんでも学ぶことのできる学習環境を整え、推進することが、ますます重要になります。また、学習した成果が、まちづくりに活かせるしくみをつくることが、強く求められています。

このため、生涯学習に関する施策を総合的に推進するため、平成15年3月に策定した「我孫子市生涯学習推進計画」に続く第二次の「我孫子市生涯学習推進計画」を策定し、生涯学習の推進を図ります。

2 各種計画との関連



この計画は我孫子市の生涯学習に関する基本計画として、総合計画の基本計画や実施計画をはじめ、他の部門別基本計画、個別計画と生涯学習の分野に関して調整・整合を図る計画です。また同時に、生涯学習分野（学校教育、社会教育、文化・芸術、スポーツの部門等）で策定される個別計画の拠りどころとなる計画です。

3 計画策定の手法

この計画は、我孫子市生涯学習市民委員会による「生涯学習推進計画・提言書」をもとに、平成15年3月に策定された我孫子市生涯学習推進計画（第一次）の主旨を引継ぎ、あびこ楽校協議会委員が中心となり策定を進めました。

生涯学習推進計画（第一次）の基本理念、基本目標の主旨を尊重し、主要施策実施状況の検証を行い、我孫子市第二次基本計画*や他の部門別基本計画等との整合を図り、生涯学習推進計画（第二次）を策定しました。

4 計画の期間

この計画は、平成21年度を初年度とし、平成27年度までの7年間を計画期間とし、社会状況の変化などを検証し、事業の確実な推進を図ります。

<生涯学習推進計画 H21～H27>

21	22	23	24	25	26	27
----	----	----	----	----	----	----

<我孫子市・第二次基本計画 H20～H27>

20	21	22	23	24	25	26	27
----	----	----	----	----	----	----	----

